





ですが、これをもとと強く推していたたのはアメリカのビジネス界ですな。アメリカの方が非常に強く日本に対しで要望していたように私は思います。私は、ここで非常に強い私の危惧の念をひとつ申し上げたい。アメリカというのは、かなり長期にわたって経済戦略を練り上げて、そして相手の国との間で、外交やら、また場合によつては貿易摩擦のようなものを引き起こしたり、いろいろな場面場面で霸権を握ろうとするわけですな。特に今問題になつてゐるのは知的財産権についてのアメリカの取り組み。これはもう随分前に始まつた。非常に熱心に彼らはやつてゐるなと思つて、非常に強い印象を受けたことがあります。そして現在の状態はどうなつてゐるかという現状を見ますと、もう日本にしてもヨーロッパ各国にして、も、知的財産権の縛り、これを非常に強く感じてゐるはずです。特に日本なんかは、その関係の貿易収支なんかはもうまさに寒い限りでありますね。そういつた非常に長い先を見越したアメリカの経済的な戦略というものがこの中に見てとれるのではないか、私はこういうふうに思う。そういう危惧の念を、大臣それから経済産業省、お感じになりませんか。

私は、日本にはまだこういうものを受け入れるだけの基盤がないと思つてゐるんですよ。しかし、アメリカはこのよつた形の株式会社を非常に強く要望してきて、そして日本もそれに応じる形でこの商法改正が行われてゐる。恐らく、こうやって見ていると、そのうちに、代表執行役員なんかというのがアメリカ人に占められたなんといふ例がそつちこつちにいっぽい出てくるんぢやないか、こんなふうなことも考えますが、いかがでしようか。これは大臣とそれから経済産業省、ひとつお願いします。

○森山國務大臣 先生御指摘の御心配ということをおつしやる方もござりますが、ただ、好むと好まざるとにかかるわらず、日本の企業も国際的な市場の中で力を發揮していくかなければいけない。そういう立場にある幾つかの会社が現にあるわけで

ございまして、そういう会社といたしましては、国際的なビジネスの世界で通用し、その中で自由に活動できるような仕組みというものを必要としているということをございます。したがいまして、その会社が、この仕組みが自分の会社にふさわしい、使いやすいと思われれば選択できるようにということをございまして、アメリカの支配に入ることを特に考えたわけではなく、国際経済の社会の中で伸びていくのにこのやり方が自分の社にとって必要であると思われたところが選んでいただくというわけでございますので、そういう御心配をしていただくことは必要ないのではないかというふうに思います。

日本の会社ではいろいろな会社がありまして、もちろん主として国内の市場で活躍しているというところもたくさんあり、むしろその方が数としては多いかもわかりません。そういうところの会社は、このような制度は必要ない、今までどおりでいいんだというふうにお選びになる。それも全く問題のないことであり、それぞれの側面で必要なものを選んでいただくということでありますので、御指摘のような御懸念はないのではないかとうふうに思います。

○下地大臣政務官　お答えさせていただきたいと思つています。

今法務大臣からお話をありましたように、グローバル化した経済構造になつてきている。そういう意味で、WTOのルールに乗つて、経済産業省でも、シンガポールとの自由貿易協定についての提案を今させていただいておりますけれども、相互に投資をしたり、投資を受け入れる、こういう国際化が今日日本の経済の活力をつくるというふうに思つておるわけであります。

そういうふうな意味で、私たちは、経営者が国内の人材なのかな、それとも海外の人材であるかと、この国の企業を、労働者も守り、そして株主も守りながらしっかりと運営ができるかどうかが非常に好ましいことだというふうに思つております。

そういう意味では、私たちは、国際的な会社は選択制の中でこの制度、そして、今おっしゃったように、国内的な企業は今までの制度といふうこと、こういうふうな中で、国際的な企業にある一定の選択肢が持てるような材料というのをつくるという意味で、この制度も一つの方法かな、そんなふうに思っております。

○日野委員 アメリカが置かれている経済的な立場というものを、今さらながらですが、ちょっとごらんになつてみてください。

景気が低迷してきたのがずっとよくなつてきました、それはどこのマネーに支えられてきていたのか。これは、ヨーロッパから、それからアジア、中でも日本、そういつたところからお金が入って、そしてアメリカをファイナンスしていたわけです。

ことしからヨーロッパはユーロで統一をされました。そして、それが今きちんと育ちつつあるわけですね。しっかりと転換をやつてのけた。そして、今は、ヨーロッパ人とお話しになつてみるとおわかりだが、ヨーロッパという非常に強固な意識が、通貨を一つのベースにしながらそこにはどんどん育っている。恐らく、ヨーロッパの繁栄ということを彼らはまず第一に考えていくだろう。

そして、あのテロがあつて、景気が落ち込むと、いうことを心配されたけれども、その反動で一応の景気は維持しているけれども、これからどうなつっていくかということについて、彼らは非常に不安だと思う。その不安というのは、きのう、きょう始まつた話ではなくて、ずっと長いこと続いている不安です。

そこで、彼らは、まずアジアとの連携、ASEANにどうしたこうした、そういういろいろなアメリカの動きを見て、いれば、アジア、特に日本との連携といふものを持ちんとやつていこうと。そして、日本に対する、私なりの言葉を使わせてもえれば、霸権を確立して、こうと、いう動き、これ

は、アメリカは、当然のこととして彼らは戦略的に考えています。そうしたら、アメリカのビジネスが日本においてもつときちんとやつていただけるようについてを考えるのは当然だ。

ウインブルドン現象なんというので、よくみんな、ウインブルドンはウインブルドンでいいんだ、どこから資本が入つてこようが、人が入つてこようが、その国の会社が繁榮すればいいじゃないかと言う。今下地さんもちょっとと言われた。しかし、私はそれには反対だ。そんなものではない。やはり日本は日本として、きちんと自分たちの国の経済をやっていくためには、あくまでも中には日本の資本があり日本人がいなければいけない、私はこう思っています。

そこでそういう心配をするんですが、そういう心配はないというのが今大臣のお話だし、それと同じようなことを、それを採用するような形で下地さんは言われたけれども、私はそんなことはないと思うんですよ。そういうスタンダードであろうと、日本のこれまでの伝統的なスタンダードであろうと、日本は今までのやり方をきちんとやつていけば、日本の企業は十分に海外に展開してやつていただけると思う。

今、日本の企業で行われていないのは、まず第一に、能力のある者、これを十分に使っていないということなんだ。政治の世界と重ね合わせないで聞いてもらいたいんですね。まず、能力のある者に仕事の場をきちんと与えていく。それから、決断をきっちりと早くやって、そして若者の力をどんどん使っていくこと、それから新しい仕事をどんどんやろうとする人たち大事にしていくこと、その仕事をどんどん発展させていくこと、そんなことをやれば、私はこんなものは当たり前のスタンダードだと思つんですが、そういうスタンダードでちゃんと日本はやっていける、こういふふうに思います。

でありますから、私は、この制度が一応できるということになつても、これについて、特に役所、それから、河川、港、空港、港の整備によ

とも連絡はしょっちゅうあるわけですから、こういう制度をどんどん使いましょうよというふうなことだけは絶対にやらないでもらいたいというふうに思います。そもそも日本の今までの企業の文化にこの制度は合わない、私はこう思っています。

みんなよく知っている話ですけれども、タイタニックジョークというのがありますね。皆さんも聞いたことがあると思う、有名なジョークですかね。タイタニックが沈むときには、女、子供、年寄りを先に逃がそうよ、こう言つた。そして、男たちにどういうふうに説得したか。アメリカ人に對しては、あなたたちはヒーローなんだから、こう言つた。イギリス人に対しては、あなた方はジェントルマンなんだから、ドイツ人に対しては、これはルールなんだ、こう言つた。日本人に對しては、みんながそうするんだから、こう言つたという有名なジョークがありますね。

これは、なかなか言い得ておもしろいジョークなんです。ヒーローという言葉にアメリカ人は非常に強く引かれますね。ですから、会社のCEOになつて、そしてその会社のヒーローになるということに彼らは非常に強く引かれている。日本人はどうかというと、やはり合意を積み重ねてきた企业文化なんですね。私はそう思います。

それで、日本では今まで合意を積み重ねてきたと言いました。そして、アメリカでは、一応アメリカンスタンダードの企業経営がやられてきて、それがいいんだと日本では思つてゐる。

ところが、非常に著名な例として、ひとつ私はエンロンの話をしておきたいんですが、そんな非常にすぐれたシステムだと言われるアメリカの企業形態の中で、エンロンのような事件が起きたのは一体何だと。しかも、アンダーセンあたりが買収されるか何かして、監査の資料を出すか出さないかで裁判にまでなつていていうような今まで思つています。

これなんかは、どうしてこういう事態になつた

のか。これは、形態によつてはしょっちゅう起きる可能性のある事件ですよ。これについて、経済産業省、どう見ておられますか。

○下地大臣政務官 様々な問題を抱えています。エンロンの問題については、今調査中であると、いうふうに認識をしております。

それに伴い、先生が今御指摘いただいた監査の独立性に問題があつたんではないかという指摘は、多くの皆さんからいただいてるんじゃないかなと思います。

アンダーセン社は、エンロン社のコンサルティングで監査業務からのものを上回る収益を上げていた、監査の独立性に疑問が投げかけられているというふうなことが指摘をされておりまして、まさにそういう意味では、監査制度そのものを私はもう一回しつかりとした形で考えていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

ただ、我が国の場合には、監査法人の行うコンサルティングの業務等の非監査業務の割合は比較的小なく、米国と事情は異なつてゐるんじゃないかなというふうなことも認識をさせていただいております。

しかし、今、金融監督庁でも、昨年の十月から、金融審議会公認会計士制度部会において論議をなされておりますし、当省、経済産業省においても、昨年の十月から本年三月にかけて、企業経営と財務報告に関する研究会というので提言をまとめてさせていただきおりまして、御指摘の部分はしつかりとこれから検討しながら、独立性の確保をしていかなければいけないというふうに思つております。

○日野委員 結局は、この間の参考人質疑の中で御質問があつたというふうに認識しておりますが、一つは、みずほの今回の事態はどう受け止めているか、こういうこと、それから、特に金融関係の企業人としての責任感についてどうか、こういいますか、そういうものにかかることはよくいうふうなお話だつたというふうに思います。

私が今言つたことについてどうですか。

○村田副大臣 日野委員から二つのことについて御質問があつたというふうに認識しておりますが、一つは、みずほの今回の事態はどう受け止めているか、こういうこと、それから、特に金融関係の企業人としての責任感についてどうか、こういいますか、そういうものにかかることはよくいうふうなお話だつたというふうに思います。

この問題について私はいろいろ想像してみて、何で代表取締役が実害がないという言葉を使つたのか考へてみるんです。銀行はこれまで格別大きな損をするわけではないといふことがありますか、それが彼をしてそんなことを言わしめたのかなと思つたりするのですが、とにかく、現在の金融機関のモラル、モラール、この両方、倫理的な問題とそれから士気の問題、やる気、こういったものがえらく衰えていることだけは間違いないね。しつかりしてくださいよ。私は

というのも必要だ。

制度的保障が必要だというのは、これはまた後

でちょっと伺いますが、大きい企業がこういう失敗をやるといいますか、トラブルを起こしますと、非常に世界的に大変な影響を及ぼすわけです。このエンロンの倒産はそのとおりですね。それから、今問題になつてゐる、私も大変な問題だなと思つたのは、ドイツのキルヒ、ワールドカップの放送権を全部持つてゐるんだそうですね、ああいうところが倒産して放送ができないな

んということになると、これはえらいことになつてしまふなと思うんですね。

ここで考えなくてはいけぬのは、企業人のモラル、特にトップに座る人たちのモラルということは非常に大きなものだ、こう思つんですね。日本では、今度、みずほグループが、何てばかな、何で、今まで、みずほグループが、何てばかな、何で、今まで、おまえたち、そんなことで会社のリーダーの資格があるのと思われるようなへまをやつたわけですね。一体何でこんなことが起きたのか。巷間言われてゐることはいろいろあります。

しかし、役所としてどうとらえてゐるのかということ、それから、企業人、特に金融関係の企業トップの間には、とんでもない思い上がり、それから責任感の欠如、これはあるんじやなかろうか、こんなふうに思つますよ。社長さんが申しわけをする。衆議院の委員会で、実害はなかつたな

で、追加の報告を適宜求めたい、こういうふうに考えておりますが、当然その中で責任の所在についても適切な対処をしていきたい、こういふふうに思つております。

私どもも、引き続き相手方との接触を深めまして、追加の報告を適宜求めたい、こういうふうに考えておりますが、当然その中で責任の所在についても適切な対処をしていきたい、こういふふうに思つております。

私は、これまでおりましたか、それからそれを完全に施行する体制を整えておつたかどうかというようなことをつきましたは、その中で表明される、我々も追及していくかと思いますが、どうぞお手元に持つておいてくださいといふうに考えておるところであります。

○日野委員 この問題について、私はいろいろ想像してみて、何で代表取締役が実害がないという言葉を使つたのか考へてみるんです。銀行はこれまで格別大きな損をするわけではないといふことがありますか、それが彼をしてそんなことを言わしめたのかなと思つたりするのですが、とにかく、現在の金融機関のモラル、モラール、この両方、倫理的な問題とそれから士気の問題、やる気、こういったものがえらく衰えていることだけは間違いないね。しつかりしてくださいよ。私は

も随分、今まで金融機関の問題にはかかわり合ってきたけれども、感心したことなんてない。何てやつらだこいつらはと思わせられることの方が多いかった。

それで、アメリカ型の企業と日本と比べて、これは明らかに違うなどいうところをちょっと私は指摘しておきたい。

それは、アメリカの場合、取締役が業務執行役員をしつかり監督するんだという意識が非常に強くある。これが一つ大事な、アメリカ企業の特質でしょうね。そして、取締役というのは株主からその権限を負託されているという意識が強い。そして、株主の利益代表者である社外取締役、これが取締役会の過半数を占めている。日本は、社外取締役なんというのは人材不足だなんて言われていますけれども。それから、圧倒的な資金力を保持した大株主、これが存在していて、ちゃんと社外取締役を送り込んでいる。こういった、日本とは明らかに違う、一つの企業文化といいますか、そういうものがアメリカには存在しているんですね。そういうところの制度をまねて、こういった伝統のない日本にも、今度の商法の改正でやろうとしているような一連の改正を持ち込んできて、うまくいっていると思いますか。

それともう一つ、あわせて聞きましょう。ソニーなんかが採用して、法的根拠も何もなしに、業務執行役だとCEOだと、こういつてやっていますが、それがうまく、何とかかんとか機能しているんですか。その二点について。これは局长さん。

○房村政府参考人 まず、アメリカにおいては社外取締役が過半を占めているという実情にあるとか、株主構成の問題、御指摘がありました。確かに、日本において社外取締役を導入する企業がふえていることは事実であります、まだまだその数は少ないというものは御指摘のとおりだろうと思います。

ただ、アメリカにおいても、社外取締役の役割が非常に重視されるに至ったのは比較的近年に

至つてからのことでありますし、現状のアメリカの企業のそういう状態というもの、そういう長い経緯を踏まえて現在のような状態になったといふことだろうと思つております。

そういう意味で、日本においても今後どうなるのか、これは予測の範囲に属するわけであります。が、社外取締役の導入にいたしましても、日経新聞のアンケート等によれば、相当多数の企業が社外取締役の導入を検討しているというようなことが、もろいますし、そういう意味では、日本の現在の企業のあり方というもののこれから大いに変化する可能性というものはあるのだろうと思つています。

そういう企業の多様なあり方に応じて、選択肢をふやして、その企業に最もふさわしい経営のあり方を選んでいただく、そういうことを考えて、今回、選択制での委員会等設置会社というものの改正をお願いしているわけでございます。

また、それにやや類似した執行役員という制度、これをソニーを中心として相当の企業が導入しております。これは、取締役会による意思決定に迅速さが欠けるというような点を考慮いたしまして、取締役の人数を減らして取締役会の意思決定を迅速に行えるようにするとともに、従来業務担当取締役が担つていたようなものを、新たに執行役員という、内部的な位置づけではあります、非常に重要な使用人という形でその権限を明確化して、業務の適正化を図る、そういう考え方に基づいて行われているものだろうと思います。

これについても、東京証券取引所が上場会社に対して行つたアンケートによると、回答した企業の約三五%が執行役員制度を導入しているということをございますし、それを検討している企業も相当あるというぐあいに聞いております。

そのようなことで、企業として意思決定を迅速に行い、時代の変化に対応するという自主的な努力をしているものと理解しております。

○日野委員 これは私は、実は制度の問題より

も、本当は企業人のやる気の問題だと。あくまでも、やる気がなければ、どんなに制度をいじくってみたってどうにもなるものじゃありません。例えば、かの有名な日産のゴーン社長、あの人ガ日産に乗り込んで、これは大変なことが起きる事態だと言つてはいるようですが、彼はレバノン人ですね。そしてブラジルで育つて、フランスとアメリカで教育を受けて、そして現在に至つては籍人だと言つてはいるようですが、自分でも多国が日産に乗り込んで、これは大騒ぎになつたわけです。

そこには、ふうにみんなで騒ぎになつたわけですか、これは予測の範囲に属するわけであります。が、社外取締役の導入にいたしましても、日経新聞のアンケート等によれば、相当多数の企業が社外取締役の導入を検討しているというようなことが、もろいますし、そういう意味では、日本の現在の企業のあり方というもののこれから大いに変化する可能性というものはあるのだろうと思つています。

彼がやつた日産の改革の中でも、私もちょっとと調べてみた、やはり地域に対しても非常に大きな影響をふやして、その企業に最もふさわしい経営のあり方を選んでいただく、そういうことを考えて、今回、選択制での委員会等設置会社というものの改正をお願いしているわけでございます。

また、それにやや類似した執行役員という制度、これをソニーを中心として相当の企業が導入しております。これは、取締役会による意思決定に迅速さが欠けるというような点を考慮いたしまして、取締役の人数を減らして取締役会の意思決定を迅速に行えるようにするとともに、従来業務担当取締役が担つていたようなものを、新たに執行役員といふことだよなにしないで済んでいいわけですね。退職または希望退職合わせて大体五百人ぐら

いのところであります。下請なんかも、一応倒産はしないで、単価の切り下げとかそれから発注量の減少とかいろいろあって、つらい思いをしているんでしようけれども、何とかかんとか持ちこたえさせた。

○房村政府参考人 まず、アメリカにおいては社外取締役が過半を占めているという実情にあるとか、株主構成の問題、御指摘がありました。確かに、日本において社外取締役を導入する企業がふえていることは事実であります、まだまだその数は少ないというものは御指摘のとおりだろうと思つます。

ただ、アメリカにおいても、社外取締役の役割が非常に重視されるに至ったのは比較的近年に

いますけれども、私は、そういう評価をしています。そして、私は、何回も言つたように、合意の積み重ね、これをやつてきた日本の企业文化というのも、人のつながりを大事にする、それから、チームをつくつて、それを維持して経営に生かしていく、こういう日本の企业文化というのは、やはりもつと大事にされていく必要がある。ですから、アメリカなんかで極端にではやされているというか、極端にアメリカあたりで話題になつてゐるCEOがどおんと日本に乗り込んでくるというようなことを私は好みません。

これはもうかなり前のことだから名前を出してもいいと思うが、アメリカの自動車のビッグスリーのCEOたちが、ブッシュ大統領が日本に来たときに、そのしり馬に乗つてきて、日本に来てさんざんいろいろな言動を積み重ねて、彼らはアメリカに帰つて、確かに、日本なんかにいろいろな要求をして、日本にそれをませた、その成果なんかもあつたので、会社が黒字になつたときに彼らが得た報酬、これは何十億、円じゃなくドルだったと思うな、平然とそれを手にする。こういうことは日本ではあつてはならないし、日本では恐らくそういうCEOのあり方なんというのは受け入れられるとはないだらうとは思うけれども、私は、そういう点からいつ非常に心配をします、心配をしていて。

ですから、商法改正によってでき上がる委員会等設置の会社とか、そういうもののこれからをきちんと見守つていくことが大事だな、こう思ひます。もつと本当はいっぽい言いたいことがあるのですが、本當は三時間ももらえればいいのですが、一時間しかありませんから、ちょっと別の、法案の内部の問題についてお話しします。

監査なんですよ、監査。日本は今まで、実際それが効果を上げなかつたということも反省点としてはあるんだけれども、一応監査と執行というの切り離して考えていた。監査の独立ということ

は大事なものとして考へてきたわけですね。

日本では、社外取締役の人たちが、CEOであるとか執行役員であるとかそのほかの取締役、これをきちんと監視するという認識なんか恐らくないと思います。私も、何人か、大きな企業の社外取締役をやっている方を知っています。大学の先生が多いですね。そして、行って講演をする、こうやつた方がいいですよというようなことを言います。これが社外取締役の現在の一つの型なのであります。

あつて、あいう人たちできちんとその会社を見張つていくことができるのだろうかと思うわけです。

それから、これはもう一つ大事な点で、見逃しちゃいかぬと思う点は、アメリカの例なんかを見ると、CEOはどおんと自分の配下を連れて乗り込んでくるわけですよ。恐らく日本でもそうなるでしょう、特に外国人なんかがCEOになるときは。アメリカのホワイトハウスと同じだ。大統領がかかると、今までの人たちはいなくなっちゃつて、新しい手下を連れた大統領がどおんと入ってくる。あれと似ているんですね。そういう事態の中で、この法律が予定しているような監査委員会というものが十分機能していくだろうかということが、私、心配です。この点については、この点は大事な点ですから、大臣のお話を聞かせてください。

それからもう一つ。やはり形の上でも、きちんと執行と監査というのはそれぞれ独立性を持つんですけども、企業の不祥事がいろいろと出ておりますことは大変残念であり、この改正の機会にそういうことが少しでも減るようないようにということを考えていることは、先生と気持ちは同じだと思っております。

この改正法案において提案申し上げております。委員会等設置会社におきましては、取締役会の中

に、それぞれの構成員の過半数を社外取締役とする指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の三つの委員会を設けますとともに、業務執行を担当する執行役員制度を整備しまして、会社の業務執行が適正妥当かつ迅速に行われるよう配慮しているわけでございますが、取締役会は、監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項を決定するべきであるということとされております。

その法務省令におきましては、監査委員会の事務をサポートする体制のあり方などを定めることを要求することを考えておりまして、これによつて監査委員会の監査機能が相当高められるというふうに考えております。従来のいわゆる監査役という方々には、その仕事をサポートする事務体制というものは、あつたところもあるんでしようけれども、多くの場合、余りそういうものが用意されていらないという例が多かつたというふうに思つておりますので、監査役の仕事がきちんとできるよう事務的なサポート体制を整えるべきだというふうに思つておりますし、そのことによつて大企業の不祥事等が少なくなることを期待しているわけでござります。

なお、従来型の監査役設置会社につきましても、昨年秋の臨時国会における商法改正によりまして、監査役の任期の伸長、監査役選任についての監査役への同意権の付与など、監査役の権限及び地位の強化を図つておりますし、これによって会社の不祥事の防止が幾らかでも図られていくということを期待しております。

○日野委員 では、民事局長にもう一つ質問を追加します、時間もないですかね。

取締役と執行役を兼務できるようにするというふうにしたのは、僕は間違いだと思う。どうですか。

○房村政府参考人 まず、いわゆるCEOがその息のかかった者を連れ込んできて支配してしまうのではないかという点でございますが、実は、現在我が国で取締役会の監督機能について問題点

が指摘されておりますが、それは、その代表取締役に権限が集中し過ぎている。

実質的にこれから取締役になろうとする者を選ぶのは代表取締役で、その議案を株主総会に提出して、取締役になつてくる。そして、取締役にと、株主総会で総額は決まつておりますが、個々の取締役への分配についてはほとんどの場合、代表取締役に一任されていて、その代表取締役の胸先三寸で個々の取締役の人の報酬が決まつてしまふ。また、監査役についても、基本的に自分が、いわば代表取締役が事実上選任をする、そういう点について今まで以上に業務執行役員に権限が集中いたしますので、その権限集中に基づいて、監査役の仕事がきちんとできるようなことが指摘されているわけでござります。

今回の委員会等設置会社につきましては、そういう点について今まで以上に業務執行役員に権限が集中いたしますので、その権限集中に基づいて監査役の監査機能が侵されないようというふうに思つておりまして、そのことによつて大企業の不祥事等が少なくなることを期待しているわけでござります。

そこで、まず第一に、取締役になる人については、取締役会の中に設置された指名委員会で、しかもその委員の過半数は社外取締役である、こういうふうに思つておりまして、同じように、社外取締役が過半数を占めている報酬委員会で報酬を決め取締役会の中に設置された指名委員会で、しかもその委員会が独立して機能を發揮する。そういう仕組みで、全体として取締役会の監督機能を高める。

そしてその取締役会において執行役の選任それが

もちろん、仕組みでござりますから、運用の仕

方によつては問題が生ずるおそれが全くないとは

言えませんが、現在の日本の仕組みに比べて、特

にこの委員会等設置会社において代表執行役に權

限が集中し過ぎて監督機能が落ちるということは

ないだろうと思つております。ただ、その前提と

いたしましては、社外取締役になつていただく

ときに、その社外取締役としての役割を十分認識

してきちんと監督機能を果たしていくだくと

いうことが必要であることは、まさに御指摘のとおりだと思っております。

○日野委員 この問題について、苦渋の選択とい

う言葉を使ったのは江頭参考人だつたでしたか

な。私なんかが見ても、これは苦渋というよりは

無理をした選択かな、こんなふうに思いますが、

この監査の独立というのは、非常に基本的な会社運営の、民主主義的基本的なところにかかわりま

すね。

もう一つ基本的なところを、時間がないんです

が質問しましよう。

いわゆる大会社の利益処分を今度は総会から移しちゃうわけですね。私は、総会の権限を縮小す

そういう意味で、現在、企業の多くが社外取締役の選任を検討しているというのは、やはり外部から見て企業のあり方について貴重な意見をもらおうということで検討しているのだろうと思いまして、今後社外取締役になる方々にそいつた役割を認識して十分な監督機能を果たしていただきたいと考えているところでございます。

それから、執行役と取締役の兼任を認めるかとどうぞうかといふところでございます。

確かに、執行と監督の分離ということを徹底いたしますと、兼任を認めないということも選択肢の一つとしてはあり得ると思います。ただ同時に、監督を行つた場合には、業務執行の実情を知つていている人たちがメンバーの中にいた方が監督を行ひやすいということも指摘されているところでございます。そういう配慮から、アメリカ、イギリス等においては取締役と業務執行役の兼任を認めているところでございます。

ドイツにおいては、考え方も異なります。株主総会で選任されました監査役が監督の権限を行つて、その監査役会において選任された取締役が業務執行を行ひます。それで、兼任は禁止されています。ただし、実情として、監督を行う監査役会に業務執行の情報が十分上がつてこないという問題点が指摘されているところでもありますので、今回も法案では、その点はそれぞれの会社の判断にゆだねる、あえて一律に禁止をするということは行わないとしたわけでございます。

○日野委員 この問題について、苦渋の選択といふ言葉を使ったのは江頭参考人だつたでしたかな。私なんかが見ても、これは苦渋というよりは無理をした選択かな、こんなふうに思いますが、この監査の独立というのは、非常に基本的な会社運営の、民主主義的基本的なところにかかわりますね。

もう一つ基本的なところを、時間がないんです

が質問しましよう。

いわゆる大会社の利益処分を今度は総会から移しちゃうわけですね。私は、総会の権限を縮小す

るというのは大体気に入らぬのですけれども、特に利益金処分、配当、まさに株式会社の一番根底のところにかかるわけなんありますよ。これを総会から今度はその委員会、そつちの方に移すということは、これは会社の基本的な民主主義にかかわってくるんじゃない。もう会社の経理なんかというのは一般の株主はわからないんだからそつちの委員会の方に任せてしまえみたいなことを言っている人が随分いるんですけれども、恐らく役所の公式の理由づけもそうなんでしょう。私は、それは思い上がりだと思う。

今、みんな賢明になっていますよ。それに機関化がどんどん進んできますね。株主の機関株主化が進んでくる。そうしたら、そんなこと朝飯前で、計理士なんか呼んでしまいますよ。

私は、これはやはり総会事項として残しておいた方がいいのではないか、こう思います。大臣、いかがですか。

○横内副大臣 私から御答弁させていただきま

す。

委員御指摘のように、利益の処分というのは、まさに株主にとって最も基本的な利益にかかるることでござりますから、現行法上は株主総会の承認が必要だということになっております。

ただ、この利益処分というのは、これは言うまでもないことでござりますけれども、利益がある場合に、それを配当に回すのか、あるいは将来の設備投資に回して会社の発展に資するようになるのかという、非常に経営の根幹にかかる事項だと思いますので、高度な経営判断を要するものだろうと思います。したがって、必ずしも経営に関する知識、能力を有しない株主が的確な判断ができるかどうかということがあろうというふうに思います。

したがいまして、経営の専門家としてしっかりと取締役会があつて、株主の利益を適切に代表し反映できるような、そういう体制があるならば、それは取締役会にゆだねた方がいいのではなかいか、そういう判断があるわけでござります。

この点、委員会等設置会社におきましては、社外取締役が過半数を占める指名委員会で取締役候補者が選任をされるということで、取締役間の監督機能が高められておりまして、株主の利益を反映した厳正な審査をすることが期待ができるということでござりますので、取締役会に利益処分等の決定権限を認めることにしたものでございます。

なお、利益処分が株主にとって重要な利害にかかわるものであることは当然でありますので、委員会等設置会社におきましては、取締役の任期を一年といたしまして、利益処分の決定について不適切な決定を取締役会がした場合には、株主総会としてその取締役を解任することができる、そういうような措置もとつております。株主の利益には十分配慮しているわけでございます。

○日野委員 時間が来たのでやめますが、まだまだ聞きたいことはいっぱいあります。例えば、役員賞与なんかどうするのですか。それから、報酬委員会でお手盛りにならないようにするきちんととした制度的な保障であるとか、そいつた問題がいろいろあります。

時間が来ましたので、思いは残しながら、終わります。

○園田委員長 西村眞悟君。

○西村委員 商法は、本来自由な領域にございますから、要点のみ聞いておこうと思います。

前回、会社の機関という構造問題が改正法の主題でありますので、この部分についてお聞きしましたが、本日はそれ以外の点についてお聞きしたいと存じます。

まず、大臣の提案理由説明によれば、従来の変態設立事項としての現物出資等の際の検査役の制度、これにかわるものとして弁護士等の専門家による財産の価格の証明制度を拡充する方向に改正するということをございますけれども、この拡充の意味についてお伺いするとともに、次に、なぜこの拡充を行うこととしたのか、この理由についてお伺いいたします。

○横内副大臣 現行法では、現物出資が行われる場合に、これが過大に評価されるようなことがあっては大変でありますから、原則として裁判所の選任した検査役が調査をするということになつておりますけれども、不動産の場合に限つては、不動産鑑定士の鑑定評価つきの弁護士の証明がある場合には検査役の調査を要しないというのが現行法でございます。

改正法案では、これを広げまして、一つは、検査役の調査にかかる専門家による財産価格の証明について、その対象となる財産を不動産だけではなくてそれ以外のものに広げたということが一点点あります。それからもう一点は、財産価格の証明を行うことができる専門家についても、弁護士だけではなくて公認会計士や税理士を加えることにしてはならないこととございまして、その点が大臣の提案理由説明で拡充と言つてある内容でございます。

それをどうしてそうしたかという御質問でござりますけれども、現在の裁判所が選任する検査役は、時間が非常に長くかかるということがございまます。それから同時に、費用も非常にかかるということがございます。さらに、実務として非常に困るというふうによく言われるのは、あらかじめどのくらいの期間がかかるのかというのを予測できない。裁判所が選任をして、そしてどんな検査役が出てくるかわからぬのですから、どのくらい検査に時間がかかるのかがわからないというのが、例えば組織の再編なんかをするときに非常に困るということが実務として言われております。

○西村委員 従来の裁判所が選ぶ検査役制度を使おうと思つても、今御説明いたいたような状況で使えないということであれば、検査役制度を廃止する、こういうふうな方向になぜいかないの겠습니다。

○房村政府参考人　ただいま説明がありましたように、裁判所で選任された検査役の場合、多少時間がかかるあるいは費用もかかるということはございますが、しかし同時に、それだけ裁判所で選任していただいた検査役にきちんと調査をしてもらつたということから、検査役による調査がなされた場合には、現物出資に係る発起人あるいは取締役、この人たちの価格でん補責任が免責をされるということになつております。

そういう意味では、多少時間がかかつてもその方が安心だと思えば検査役を選ぶという道も残しております方が、現物出資をする方にとっての選択肢がふえるということとござりますので、今回、いわば選択肢をふやす形で、従前の検査役制度に加えてこの専門家による評価の制度を認めたものでございます。

○西村委員　要するに、問題があるけれどもメリットもある、どちらを選ぶかは自由に決めていただきたいということだと思います。

次の質問ですが、従来から運用されておる中で、検査役にはどのような人が選任されていたのかということについて、お答えいただきます。

○房村政府参考人　多くの場合は弁護士が選任されておりますが、公認会計士あるいは監査法人が選任されている例もございます。

○西村委員　今お答えになつた範囲で、税理士は、検査役の調査にかわつて財産の価格の証明を行なうことができるものとして検査役には選任されていませんが、今回の制度では税理士が追加されておりますけれども、その理由は、どういう理由でござりますか。

○房村政府参考人　税理士の方々は、税務申告等を行うに際しまして資産の評価を行なうということが業務の内容として予定されております。それから、地方自治法の規定によりまして、普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる有資格者とし

て、弁護士、公認会計士と並んで税理士が掲げられております。そういうことから、税理士に公正な評価を行うことが期待できると判断したわけですが

また、弁護士や公認会計士ですと、どうしても地域偏在の問題がありまして、地域によっては弁護士、公認会計士の証明を受けることが困難な場合もある。そのようなことから、弁護士、公認会計士と並んで税理士も証明を行うことができる専門家に加えまして、どの地域においても専門家による公正な評価証明を得ることができるようにしてたわけですが

○西村委員 次に、改正法案の百七十三条の三項には、財産価格の証明を行うことができない者に関する規定が設けられておりますが、この規定を設けた趣旨を御説明いただきます。

○房村政府参考人 これは、財産価格の適正を確保するためにこのような規定を設けたわけでござりますが、まず、財産の現物出資者それから譲渡人、発起人、それから会社の取締役、監査役、支配人及び使用人、こういった人々は当該財産の調査について特別な利害関係がありますので、客観的、公正な評価を行う者としてはふさわしくないというところでございます。

また、業務の停止処分を受け、その停止の期間を経過しない者及びこれらの人たちが一定以上社員となつている弁護士法人及び監査法人、これらはまさに業務を行うのに適格を欠くということをございますので、これらの者も評価をすることができない。

○西村委員 趣旨はよくわかるわけですが、その趣旨から見て、会社の顧問弁護士や顧問税理士は財産価格の証明を行うことができない者には含まれていません。それができるという前提にあるわけですが、これらの者をなぜ財産価格の証明を行うことができない者としなかったのか

か。非常に利害関係を持つておると思います。顧問弁護士等が、会社との密接な関係から、その関係に重点を置いて公正な証明をせず、誤った証明を行うおそれはないのかという点については、どういうふうに考えておられますか。

○房村政府参考人 会社の顧問弁護士あるいは顧問税理士、これらの方々は、自己の専門職業としての独立性を保ちつつ適正な助言等を会社にして行うということを本来の職務としているわけですが、そういう方が財産価格の証明ということに当たった場合にも同じように専門職業としての独立性を保ちつつ適正な評価をしていただけであります。そういう方が財産価格の証明ということに当たった場合にも同じように専門職業としての独立性を保ちつつ適正な評価をしていただけであります。そういう方が財産価格の証明と

いうことに當たった場合にも同じように専門職業としての独立性を保ちつつ適正な評価をしていただけであります。そういう方が財産価格の証明と

いうことに當たった場合にも同じように専門職業としての独立性を保ちつつ適正な評価をしていただけであります。そういう方が財産価格の証明と

いうことに當たった場合にも同じように専門職業としての独立性を保ちつつ適正な評価をしていただけであります。そういう方が財産価格の証明と

いうことに當たった場合にも同じように専門職業としての独立性を保ちつつ適正な評価をしていただけであります。そういう方が財産価格の証明と

いうことに當たった場合にも同じように専門職業としての独立性を保ちつつ適正な評価をしていただけであります。そういう方が財産価格の証明と

いうことに當たった場合にも同じように専門職業としての独立性を保ちつつ適正な評価をしていただけであります。そういう方が財産価格の証明と

いうことに當たった場合にも同じように専門職業としての独立性を保ちつつ適正な評価をしていただけであります。そういう方が財産価格の証明と

ているんですか。

○房村政府参考人 大会社といいますと、資本金が五億円以上または負債が二百億以上という株式

が五億円以上または負債が二百億以上という株式料とすることには合理性があると考えてはおりますので、連結計算書類の作成を一律に義務づけて株主総会における株主の議決権行使の判断資料とすることには合理性があると考えてはおります。

ただしかしながら、御指摘のように、実際、現在連結計算書類をつくておりますのは、証券取引法二十四条一項の規定によって有価証券報告書を作成すべきとされている上場会社が連結財務諸表を作成するということに限られているわけでござりますので、そういうものをつくるっていない大企業を中心に連続的にかかわって会社の内情に詳しい立場にあることから、ある意味では財産価格の証明を非常に適正かつ迅速に行なうということも期待できる、そういうことから、これらの者について特に排除するということはいたしませんでした。

○西村委員 次に、本案において、大会社について連結計算書類の作成と定時株主総会での株主への報告を要求しておりますけれども、この改正の意義をまず御説明いただきたいと存じます。

○房村政府参考人 近年、大規模会社におきましては、いわゆる企業グループを形成して、一体となって営業活動を行うことが一般的となつております。そういうことから、企業グループ全体の財産状態、それから経営状況、こういうものを示す計算書類の作成義務を課し、これを定時総会に報告されることによりまして、株主に対する企業グループ全体についての情報開示を充実させようとしております。

○西村委員 それは法務省令で定めることとなる定めることとなる連結書類の具体的な内容としてどのようなものがござりますか。

○房村政府参考人 御指摘のように、作成を義務づける計算書類の範囲、これは省令で定めるといふこととしております。現在、法務省令では、連結計算書類と連絡貸借対照表と連絡損益計算書、これを定めるという方向で検討しております。

○西村委員 大会社の中には、証券取引所に上場している会社もあるし、そうでない会社もあるわけですが、改正案は証券取引所に上場しない大会社についても連結計算書類の作成を義務づけるということとしておりますが、これは

添付書類として、今おっしゃった連結貸借対照表と連結損益計算書のほか、連結キャッシュフロー計算書も義務づけられておるわけで、これを今の

お答えでは除かれているわけですけれども、この連結キャッシュフロー計算書は、連結ベースでの資金収支の状況を明らかにする意義を有するもの

であります。商法で先ほど来お答えの大会社について連結計算書類を導入するというのであれど、まさに連結ベースでの資金収支の状況を明らかにするための連結キャッシュフロー計算書、この作成も要求してもらいいのではないかと考えるんですが、いかがですか。

○房村政府参考人 開示を充実するという観点からいたしますと、まさに先生の御指摘のとおりだろうと思つております。

ただ、連結計算書類は、単体の計算書類とともに株主総会の招集通知に添付するということになりますので、総会の二週間前には発出しなければいけません。また、会計監査人と監査役の監査も受けなければならぬ。そういうことを考えますと、貸借対照表と損益計算書に加えましてキャッシュフロー計算書まで作成を義務づけるということになりますと、実務上の対応が困難となるのではないか。そういうこともありまして、現在、義務づけを見送る方向で検討をしているわけでござります。

ただ、連結のキャッシュフロー計算書の有用性というのはもう御指摘のとおりでござりますので、今後の連結計算書類の活用状況とか関係各界の意見を踏まえて検討を続けていきたいと考えております。

○西村委員 ありがとうございます。これで商法についての前回と今回の私のおよその質問は終わるわけでござります。

○西村委員 ありがとうございます。これで商法についての前回と今回の私のおよその質問は終わるわけでござります。

次に、大臣、副大臣、政務官に、これは質問じゃないですけれども、次の一般質疑の予告をさせていただきます。と申しますのは、次の一般質疑までにこの問題が片づいておらなければ、これはちょっととゆしきことだと私は思いますので。

報道によりますと、共栄タンカー、本社は東京都、そこが管理するパナマ船籍タンカーTAJIMAにおいて、公海上で日本人航海士が殺害され

ました。犯人はフィリピン人船員でございます。船長は警察権を行使して彼を船内で拘束しております。このTAJIMAは、十二日姫路港に入港し、一週間以上経過しておりますが、そのまま現在の状態で、船内で船長の警察権により拘禁されている日本人航海士殺害犯人について、我が国は何ら接触はしておりません。この船の船籍国パナマは、容疑者を引き渡すとは言つておりません。フィリピンは、海外で犯した犯罪は裁けないと言つております。ところが、海上保安庁は、これ以上何もできないと言つております。入管は、容疑者の上陸はできないと言つております。

便宜置籍船、これはパナマとかいろいろなところがあつて、実質上日本の船としてこの日本に石油等々を運んでいる船は多くはこれなんですが、この船の状況が、日本人航海士と多くのフィリピン人、ミャンマー人で構成されている。そして、起こり得べくして起こつたことである。これをこのまま放置するのか。

姫路に着いているこのタンカーに日本人航海士を殺害したフィリピン人が乗つておる。何もできないのか。国の意思是どこに行つたのか。こういう便宜置籍船の中で起こつたことはすべて、国外犯の刑法の規定に合う場合以外は、通貨の偽造とか、そういうこと以外は何らないのか。日本のために、日本の産業を支えるために、石油、天然ガス等を運んでくる日本人航海士が殺害されても日本政府は何もしないのかということをございます。

ちよつとゆきしきことでござりますから、官僚の事なれ主義はいいですが、政治決断を要する場面かな、このように思います。これは予告ですから、お答えは次いただきます。

それから、もう一つは、これも予告ですが、外国人登録証で、台湾の方には国籍欄に中国と記すよう強制されているようでございますな。ただし、我が国の外国人登録法第四条は、国籍の正しい記載を義務づけなければならないと書いてあります。しかしながら、台湾の出身者の方を中華人民

共和国と書くようになると独断で決めて、日本当局は、「台湾の方の外国人登録証には「中国（中華人民共和国）」、こう書いておるということですね。

これは事実に反するんじゃないですか。中華人民共和国は台湾を一度も実効支配したことはございませんし、台湾二千二百万の人たちは独自にプレジデントを選んで独自に統治をし、それは完全な国家として機能しておりますね。国交がないといふのは、これは日本国政府が、かつて国交があつたんですけども、国交をなくす措置をとつたからそうなったので、台湾の方々の原因でも何でもないわけですね。

また、日本国政府は、中華人民共和国の、台湾は中華人民共和国の不可分の領土であるという主張を尊重するけれども、それに従うというふうに国際的に約束したことは一度もないわけでございまますから、この事実、実態に反する記載を強制するという日本の外国人登録は実務上おかしいのではないか、このように思つております。

次回の、近いうちの一般質疑でこれをお答えいただきますが、お答えいたくことが目的ではありません。フィリピン人の日本人殺害犯の問題であれ、この問題であれ、私がこのように申し上げて、そして実務上は正されるならば幸せだと思って申し上げております。

質問を終わります。

○房村政府参考人 委員会等設置会社における社外取締役の定義でございますが、当該委員会等設置会社の業務を執行しない取締役で、過去にその会社または子会社の業務を執行する取締役、執行役または支配人その他の使用人となつたことがなく、かつ現に子会社の業務を執行する取締役ではなくは執行役またはその会社もしくは子会社の支配人その他の使用人でない者であつて執行役を兼任していないものをいうということでございます。

○木島委員 要するに、その会社及びその会社の子会社の役職員でない者、かつ、かつて役職員でなかつた者でありますね。なぜ親会社の役職員を排除しなかつたんでしょうか。

今、独占禁止法が緩和されまして、持ち株会社が解禁されてまいりました。企業再編のもとで、持ち株会社や親会社による会社支配が今日の我が国企業法制の上で最大の問題になつてゐるんじゃないでしょうか。持ち株会社や親会社から執行役も監査委員会のメンバーたる社外取締役も選任されれば、事実上、監視、監査は骨抜きになつてしまふんじゃないでしょうか。なぜ親会社の役職員を社外取締役の定義から排除しなかつたんでしょうか。

○房村政府参考人 基本的に、社外取締役等による監督あるいは監視の機能を重視しておりますのは、業務執行をつかさどる者が株主の利益を無視して株主に不利益を及ぼさないようにして、これを最終的に担保するということになりますので、子会社である委員会等設置会社の株主に当たるのは親会社でございますから、親会社の役職員はまさしく当該委員会等設置会社の株主の意向を反映することができるということでございますので、株主の意向を反映した取締役を子会社の社外取締役とするることは不当ではないというぐあいに考えております。

○木島委員 親子会社といつても、親会社が一〇〇%子会社の株式を取得するわけじゃないんで、一定の割合の株を持つて支配するというのが実態です。そうしますと、その実質上の親会社役とするとは不当ではないというぐあいに考え

が、あるいは持ち株会社もそうですが、その地位を利用して執行役を送り込んでくる。当然です。同時に、今度の法律でつくられる委員会等設置会社の指名、報酬、監査委員になるべき社外取締役も送り込んできたら、実際に、全く同じ系列の支配に服するということになるわけでありまして、これでは本当の意味での執行役に対する、社外監査役でお目付役をさせるというこの法の趣旨の根本が換骨奪胎されてしまうんじやないかということを私は指摘しているわけです。

次に聞きますが、では、本法での指名、報酬、監査の三委員会の社外取締役は同じ人物が兼任できるんでしょうか。

○房村政府参考人 改正法では兼任は禁止しております。

○木島委員 兼任できるんですね。そうすると、本法では最低二名の取締役で各種委員会を構成するとあります。兼任可能だということですから、社外取締役を二人だけ入れ込んでくれば、その二人が指名委員会、報酬委員会、監査委員会すべてに配置されるならば、要件を満たすことになるわけであります。

本法で取締役会の権限は強大になりました。会社の基本的な方針それから利益処分権限あるいはみずから報酬を決定する権限、これらが株主総会決議事項から外され、取締役会決議事項になつたわけです。強烈な取締役会になるわけであります。しかし、その取締役会の中に、例えば十人で構成する取締役会の中にたつた二人の社外取締役を入れ込んでくれば、三つの各種委員会の過半数を占めて運営ができるという仕組みになつていていますね。

そうしますと、これは法務大臣にお聞きしますが、さつき私親会社から送り込まれてくると、執行役も送り込まれてくる。例えば今、私の例では、二人の社外取締役が送り込まれてくる、その二人が三つの各種委員会の委員になる、そうするところ運営ができるわけです。今最大の問題になつてゐる執行部の暴走や独走、法律違反、不当な業務運

営、これに対する監視機能をいかに強めるか、それがコーポレートガバナンスの真髓だと思うんですが、こんな形では執行役の暴走に対するチェック機能は全然働かないじゃないですか。法務大臣、こんな形でいいのですか。法務大臣の御見解をお聞きしたいと思うんです。

○森山国務大臣 大変重要な問題だと思いますが、その仕組みを具体的に動かしていく上で問題になるようなことを避け、公正な、なお効率的な運営ということをしていく、それが非常に重要な運営だと思いますので、今おっしゃったような問題は避けるべく、この仕組みの中でよりよい運営が行われますように十分監視していくべきだというふうに思います。

○木島委員 気持ちはわかりますけれども、私は、親会社、持ち株会社の例を指摘しました。しかし、日本の企業社会で最大の問題は、それに加えて銀行による支配ですね。今崩れつつあると商法改正によって、銀行から執行役も送り込んでくる。そして、ついでに、社外取締役の名もまた、監査委員会、報酬委員会、指名委員会に配置されるべき社外取締役も銀行から送り込んでくる。こんなことをやられたら、本当に執行部に対するチエック機能なんて全く働かないことになるのは当然です。

もう一つ、企業社会で最大の問題になつてているのは、アメリカなんかと違うと識者が言つてゐるのは、系列とか、いろいろな取締役になるべき会社の経営陣同士の横つながりですね。経団連とか日経連とかいろいろな経営陣の横つながりが強固でありますから、経営者同士が友達同士で、Aという経営者がB会社の社外取締役に入つて監査委員会に入る、B会社の幹部がA会社の社外取締役に入つていくというようなことが当然想定されるわけです。恐らくそうなるでしょう。そんなことになつたら、社外取締役が入り込んだから執

行役の暴走を監視できるんだという皆さんこの法律をつくり出した根本的な思想が崩れてくる。まさに日本の企業社会はそこに問題があるんだと、いうことを指摘しているんじゃありませんか。だから、法務大臣は、そならぬようにしたいという気持ちはわかりますが、そういう気持ちを具体化するための法的担保をきちっとつくることこそ商法改正の意味があるんじゃないかと思うんですが、大臣、再度答弁を求めます。

○森山国務大臣 これはもう先生十分御承知のとおり、選択できる幅の一つでございますので、うまく運用がしにくい、自分の会社にとってこれはプラスではない、あるいはいろいろ問題が起ころうということで、あれば選択をする必要はないわけでありますし、この仕組みのよい点をさらには活用して、そして国際経済社会における力を發揮していこうということに使つていただきたい、それが必要な会社は選んでいただきたいということになつてゐるわけでございますので、そのところを御理解いただきたいと思います。

○木島委員 先日の参考人質疑におきまして、経団連の幹部からお話をありました。恐らく二つの会社ぐらいしかこの仕組みは利用しないのじやないかと。そのぐらい、私に言わせれば完璧なまでに、コーポレートガバナンス、企業統治に対する監視・監査機能、それが骨抜きにされた、そんな大問題のこの法案に対しても、日本の経済界はお気を召さない、反対だという態度のようであります。そんな状況では、私は、今国際社会の中でも大問題になつていて、日本の会社運営に対する監視問題、これが充実されるものとは到底理解するわけにはまいりません。

そこで次に、取締役会の責任軽減の問題についてお伺いします。

○房村政府参考人 改正法のもとにおきます取締役会等設置会社については、取締役の責任が大きくなつて、お伺いします。

○房村政府参考人 改正法のもとにおきます取締役会等設置会社については、取締役の責任が大きくなつて、お伺いします。

○房村政府参考人 無過失責任というのは、尽く

役、執行役の責任について簡単に御説明いたしました。それから次に、違法配当の場合ですが、違法配当については、取締役は違法配当の決議をするについて任務懈怠があった場合に責任を負うということがあります。それから、執行役については、利益配当等の原案を取締役会に提出し、実際に配当行為等を行つた場合には責任を負います。この執行役の責任については、無過失であることをその執行役が立証した場合には責任を負わないということがあります。

それから、総会屋に対する利益供与につきましては、現在と同じように、関与した取締役それから執行役がいずれも責任を負うということになります。それから、総会屋に対する利益供与につきましては、これは関与した取締役あるいは執行役につきまして、原則として無過失であることを立証した場合にその責任を免れるという意味での、立証責任の転換された過失責任を負うとしております。

○木島委員 法律のつくり方は大変難しいわけであります。私がつよく簡単に言いますと、違法配当と利益相反取引については現行商法の無過失責任から過失責任へと軽減したと。細かい法律論争は私も知つてますが、はしりますが、大ざつぱに言いますと、国民にわかりやすく言うとそういうことだと伺つてよろしいですか。

○房村政府参考人 一言で言えばそういうことになるうかと思います。

○木島委員 では、違法配当と利益相反取引について、せっかく現行法で取締役に対しては無過失責任という厳しい縛りをかけてゐるのに、何で過失責任というふうに法律的には決定的に大きく責任を軽減してしまつたのでしょうか。その理由を簡潔に答弁いただきたい。

○房村政府参考人 無過失責任というのは、尽く

すべき注意を尽くす、あらゆる努力を払つてもなければ責任が免れられない、自分としては最善を尽くして、ほかにしようがなかつたという場合であつてもなお責任を負うということですから、ある意味では非常に厳しい、過酷とも言つていい責任でございます。

ところで、現在の配当の手続について申し上げますと、取締役が作成をして取締役会で承認をすれば、それについて会計監査それから監査役の監査、これがなされて株主総会に提出される、こういう手順になつております。今度の委員会等設置会社になりますと、まず執行役が原案をつくりまして、それを会計監査人が監査をし、監査委員会で監査をし、その後取締役会にかけられて、そこで承認された場合には株主総会に提出あるいは報告がされる、そういう形になります。これは、現行法のもとで、取締役会で監査役が監査をする、あるいは、さらにそれに基づいて取締役会で内容を監査する、そういう職務になつております。これは、現行法のもとで、取締役会で承認後、会計監査人の監査を受けてそれから監査役が監査をする、いわば監査役と同じような任務を取締役が果たすことになります。

現行法では、会計監査人あるいは監査役につきましては任務懈怠の場合に責任を負うという過失責任としておりますので、改正後の委員会等設置会社における取締役の配当議案に関する関与の仕方は現行法の監査役とほぼ等しいものということになりますので、責任についても同様の過失責任とすることが相当ではないかということで、過失責任に転換をしたわけでございます。

次に、執行役でございますが、原案の作成に関与いたしました執行役は相当責任は重いわけでござりますが、しかし一方、委員会等設置会社においては、監査委員会等で監査の充実を図る、特に社内の監査のサポート体制、いわば監査室と

かそういった社内体制を充実いたしまして、そのような違法な議案が作成されないような全社的な監督体制の強化を図っておりますので、この原案の作成に関与いたしました執行役が最善の努力を払つて、みずから原案作成に当たつて過失がないということを立証できた場合にまでなおかつ損害賠償の責任を負わせなくていいのではないかということから、立証責任を転換した過失責任といたしたものでございます。

それでよろしいですか。

○木島委員 基本的にはこの新法は取締役については役割が変化したんだ、現行法の監査役がしそうつてあるような機能に基本的には取締役の権限、機能が変化したんだから、現行法の監査役が負っている無過失責任じゃなくて過失責任でいいんだというのが一つの柱。執行役の責任を軽減したのは、今度の法改正によって監査委員会による監査が厳しくなるから軽減してやつてもいいじゃないか、こういう理屈のようであります。

しかし、私は逆じゃないかと思うんですね。それは、実際監査委員会のチェックというものがいかに骨抜きになるかということを一つ先ほど私は指摘をいたしました。それから、取締役会の役割が現行法の監査役がしそうな役割に変化するとはいっても、取締役会というのは取締役で構成するわけです。その取締役の総体としての権限は、利益処分権も持つた、報酬を決定する権限も持つた、会社の基本的な方向を決める最も根幹にかかるものを決議する権限も持つた、強化したわけですね。

ですから、私は、取締役会の権限、機能は、総体としては現行法に比べて極めて強大になつた、その分だけ株主総会の権限、機能が縮小されてしまつたわけであります。また、その取締役会を構成する一人一人の取締役の責任は一層強化されて当然だと思うんですよ。利益処分権限まで握つた、自分の報酬決定権まで握つた、これまで株主総会の権限だつたものを取締役会の権限に引きずりおろしてきたわけですから、それ

であるならば、現行商法の取締役会の責任、現行法だつて無過失責任である違法配当と利益相反引について、無過失責任より重い責任はないもので、そういうが、私は、もっと重くしても当たり前だと。権限が強化されれば責任が多くなるというものは当たり前じゃないでしようか。

ところが本法は逆なんですよ。取締役会としての権限は強化されたけれども、今理屈を述べて、無過失責任から過失責任へと責任を軽減しておる。方向が逆じゃないでしようか。

これも基本問題だから、法務大臣、わかるでしょう、理屈。そう思いませんか、法務大臣。根本問題ですよ。権限が大きくなれば責任も大きくなる、当たり前じゃないですか。それが逆じゃないですか。

○森山国務大臣 先生のお気持ちはわからないことはないですが、るる民事局長が御説明申し上げましたようなことがございましてこのような法案を出させていただいているわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○木島委員 全然理解できません。

株主総会招集手続の要件緩和の問題であります。

本法では株主総会の定足数の要件を、これは定款変更の場合であります。現行制度から大きく緩和いたしまして、定款で緩和できるんだ、しかも三分の一まで下げていひんなどいう法改正があります。余りにもこれは安易じゃないでしようか。

それからもう一つ、社債権者集会の決議要件、定足数も緩和しております。現行法では定款変更の決議を準用しております。ですから過半数の出席です。

社債権者集会の決議、これは、支払い猶予とか不履行責任の免除とか和解とか、社債権者にとって決定的な問題ですね。自分の社債が支払い猶予をされる、不履行責任を免除する、和解をする、社債権者にとつてはもうそれ以外にないと言われ

るほど決定的なことについての社債権者集会の決議の定足数の要件を、現行法では株式会社の定款

でございまして、社債権者の意思を的確に形成も集まればそれでいいというわけにはいかないということから、三分の一まで緩和を認めるということにいたしたものでございます。

社債権者につきましても基本的に同様の考え方でございまして、社債権者の意思を的確に形成して反映するためには総会の成立を容易にする必要があるということから、議決権の三分の一まで引き下げるということとしたものでござい

ます。

○木島委員 安定株主が減つてきて、議決権行使のできない株主がふえてきている、だから会社執行部にとっては株主をたくさん集めて定足数を満たして株主総会を成功させるのは困難になっている、だから緩和したんだという話ですか。

安定株主は減つてきているでしょう。だからこそ、株式会社の最高意思決定機関である株主総会の特別決議、あるいは社債権者にとって命である

自分の社債がきちんと支払つてもらえるかどうかの社債権者集会で、会社執行部はもう全力を尽くして株主を集め、そこで株主の知恵を、株主総会を充実することを通じて出し合い、取締役が暴走していれば、ちょっと間違ったことをやつていれば、株主総会で徹底して議論してもらう、そして襟を正す、そういう場が求められているんじゃないでしょうか。

安定株主があつたから今まででは、株主総会、しゃんしゃんで、全く形骸化してしまつたわけ

てしまつたから今まででは、株主総会、それが崩れてきて、前回、私指摘しました。それが崩れてきて、るんならおさら、こんな形で定足数を下げて安易に株主総会を成立させてしまうんじやなくて、まさにこんなときだからこそ、株主総会の機能を

よみがえらせるために定足数をきちんと守るといふことが求められていたんじゃないかな。

今回の商法改正は、この面でも、余りにも会社経営の經營陣の便宜だけを図ろうとしているといふことを感じてなりません。

そこで初めて株主の意思が決定できるわけでありますので、そういう総会が開催できないような状況を避ける必要があるんだろうということで、会社の状況に応じて定款で定足数を緩和するということを認めたことにしたわけでございます。

次に、所在不明株主の株式売却制度についてお

伺いをいたします。

制度の内容をお聞きする予定でしたが、もうこれは私わかつていますから聞きました。

五年間所在がわからぬ株主、通知をしても通知が届かない、配当ももらひに来ない、そういう五年間所在のわからぬ株主に対しては、会社が一方的にその株式を競売に付することができます。売却ができる、そういう仕組みであります。

そして、そのとき、売却をした金は従前の株主に支払わなきやならぬと法律に書いてあるんですが、従前の株主というのはだれですか。

○房村政府参考人 その売却される前の株主、いわゆる所在不明株主でございます。

○木島委員 五年間所在不明で配当も請求してこない、そういう株主の株券なんかはもう切つてしまえ、売却してしまえというわけでしょう。売却代金は会社が持つわけです。それを従前の株主に、その行方不明の株主に払わなきやいかぬ。払えつこないじやないです。そうなるとどうなるんですか。

○房村政府参考人 催告をして、要するに請求があるのを待つか、あるいは、法務局に弁済供託をするということになります。

○木島委員 五年間も行方不明で通知が行かぬような株主ですから、売却しちゃって、売り上げた金を渡そうとしても受け取らぬでしょう。供託して一定の時期が終わったら、その金は会社のものになるんですか。

○房村政府参考人 この行方不明株主の請求権、これは民法の一般原則に従つて十年の消滅事項に係ると理解しております。

○木島委員 そうすると、十年たつたらその金は会社のものになるんですね。

私は余りにも安易だと。株主権というのは会社の区分所有権みたいなものですよ、法律上は。所有権、絶対ですよ。ですから、五年間その株主の行方が知れず、通知が行かなかつた、配当を取りに来なかつた、今、現在社会では引つ越しなんというのは幾らもあるわけですから、たまたま

引っ越して通知をしなかつた、そしてそういうこと

とをきちっと会社に知らせなかつたからといつて、たつた五年間でそういう株主権を抹殺すると

いうのはいかがなものか、荒っぽ過ぎやしませんかと思うんです。

時間がないから、法務大臣、そう思いませんか。所有権ですよ、株主権というのは。五年間行方が知れなから配当しないだけの話であつて、株主権認めてやつたらいいじゃないですか。

年目に出てきたら配当ちゃんととしてやればいいんで、ちょっとと荒っぽ過ぎやしませんか、株主の立場から見て。

○森山国務大臣 株主が行方不明であると云ふと原因とする所在不明株主の管理のコストといふことも無視できないものでございまして、そのようなことを考えますと、何ら責任がない他の株主の負担になるという結果になるわけでございまして、このような不當な事態を解決しなければいけないというのがこの案の具体的な動機でござります。

○木島委員 管理コストがかかるから、ほかの株主に負担がかかるといったて、管理コストなんかそんなにかかるものじやないじやないです。

通知が行かなかつたというだけの話じやないですか。私は余りにもこれは便宜的過ぎると思うんですよ。

もう一つ、次に株券失効制度についてお伺いをいたします。

これは、時間もありませんから制度の概要を簡単に私の方から言いますと、株券をなくしてしまった、紛失した、盗まれた、あるいはいろいろ

なトラブルがあつて自分の手元から失われてしまつた、そういう場合に、会社に申し出で、自分で

示催告、除権判決の制度。株券を失つた場合、有価証券を失つた場合には裁判所にきちんと届け出る。そうすれば、広く天下に、この株券を持って

いる者はいないか、いるなら名乗り出でこいと法務大臣、どういう印象でしようか。法務大臣の意見を求めます。

○森山国務大臣 株主が行方不明であると云ふと原因とする所在不明株主の管理のコストといふことも無視できないものでございまして、そのようなことを考えますと、何ら責任がない他の株主の負担になるという結果になるわけでございまして、このような不當な事態を解決しなければいけないというのがこの案の具体的な動機でござります。

○木島委員 管理コストがかかるから、ほかの株主に負担がかかるといったて、管理コストなんかそんなにかかるものじやないじやないです。

通知が行かなかつたというだけの話じやないですか。私は余りにもこれは便宜的過ぎると思うんですよ。

もう一つ、次に株券失効制度についてお伺いをいたします。

これは、時間もありませんから制度の概要を簡単に私の方から言いますと、株券をなくしてしまった、紛失した、盗まれた、あるいはいろいろ

所の掲示板でこういう公示催告の申し立てがされているということを知り得る機会というのは、事実上非常に少ないということだろうと思つていま

す。

今回、そういうことから、株券につきましては、通常、株券を取得して、その株券に基づく権利行使、議決権の行使なり配当の受領なりをしようと思えば、会社に株券を提出して名義書きかえをする、そういうことが行われるということに着目をいたしまして、株券を喪失した者が会社に株券喪失登録の申請をする、そして会社で登録簿にそれを記入する、そして会社としては株主名簿に記載された者にそういう喪失登録がされたということを通知する。さらに、株券が提出された場合には、その提出をした者に、この株券については喪失登録がされているということを通知する、そして申出がない場合には除権判決ということで公示催告は、株券あるいは有価証券の失効制度としては、株券を失つた場合には裁判所に申し立てをすると喪失登録は抹消する。その場合には、喪失登録をした者と現に所持している者との間で、その株券をめぐつての権利について喪失登録がされたということを知ることができますので、その場合に、その所持をしている者が、いや、これは自分が持つていているからということで異議の申し立てをすると喪失登録は抹消する。その場合には、喪失登録をした者と現に所持している者との間で、その株券をめぐつての権利については、裁判所なりなんなりで争つて確定をしていたら。

喪失登録をして失効するまで一年間の期間がありますので、通常は年に一回定期総会が開かれますから、株券を取得した者は、その年内には通常名義書きかえをする。したがつて、この制度をとれば、会社に株券の喪失についての情報が集中しますので、株券を取得した者も自分の知らない間に株券が失効させられてしまうということは防げる、そういう考え方で今回の制度をつくったわけでございます。

○木島委員 非常に長い答弁をいただきましたが、基本的には、会社との連携が現行公示催告、除権判決制度ではないということを言つてゐるよう

であります。が、そんなの関係ないんですよ。除権判決の制度が何であるかというと、株券を

失った者とその株券を現に、どこかで拾つたか、取得して持つている者との権利関係の問題なんですよ。そうでしょう。株券をなくしてしまった、しかしあれは本当の株主だという主張をする者と、たまたま株券を取得して現に持つている人、それが本当の株主なんだという、その権利関係の調整なんですよ。だから、会社なんて関係ないんですよ。だからこそ、裁判所に申し立てして、天下に広く公告をさせて、名乗り出でてこい、名乗り出でこないんならおまえの持つている株券は失効させるぞ、それが除権判決でしょうね。

ところが、今度の仕組みというのは、会社の内部だけでやつてしまふ。しかも、現実に株券を持つていて者に対する何の通知も行かないんですね。通知はともかく、公告もされないんですよ。全く知らないところで株券を現に持つている人の権利が失われてしまうという仕組みなんですね。まことにこれも乱暴きわまりないと思うんです。現行制度があるんですから、それで十分だと思うので、これも私は、余りにも安易に会社の執行部の便宜だけを守り抜こうとした、あるいはその便宜を一層図ろうとした姿勢のあらわれかなと思われるを得ません。

時間ですから終わりますが、質問できません。したが、会社計算関係規定が現在は商法にきちっと載つております。それを今回の法改正で法律事項から省令事項に下げてしまふ。まことにこれは安易、ずさんだと思うんです。これについても、商法で会社の計算というのは根本的な問題ですから、国民にも影響することありますから、これは法律事項にしつかりする。証券取引法との整合性が必要であればその部分の商法改正をしつかりすればいいんですから、商法改正、国会の審議を経ずにすべて法務省だけでやつてしまふ、そんな省令事項に格下げ、二段階格下げ、こんなものは本当に許せないということを私は強調いたしました、質問を終ります。

○園田委員長 植田至紀君。  
○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀で

す。先日に引き続きまして、最後になりましたが、何点かお伺いをしたいと思います。

この間のコーポレートガバナンスの観点からの商法改正の焦点というのは常に監査役制度の改正であつただろうと思いますし、そして、その間の改正を通じて監査役制度が制度設計としてはほぼ完成の域に達しているんじゃないかと私は思つておるわけです。

そういう観点からいたしますと、今回の、米国型のガバナンスの方向性を示したと言われるわけですけれども、特にこの監査委員会の問題については、例えば監査役協会さんの方でも、かつて、もう昨年の段階でも、第三の選択肢を用意するところが望ましいというような意見も述べておられるようすでけれども、少なくとも、グローバルスタンダードに一定の理解を示すことは私は大切だろうと思いますけれども、当然ながら、我が国におけるありようとのバランス感覚の中で、この間の監査役制度の制度設計の到達点を踏まえたところでの選択肢もあつたんではないだろうかと思うわけですが、その点についていかがございましょうか。

〔委員長退席、山本(有)委員長代理着席〕  
○房村政府参考人 御質問の趣旨は、監査役を残したものとされていますけれども、当然ながら、我が国におけるありようとのバランス感覚の中で、この間の監査役制度の制度設計の到達点を踏まえたところでの選択肢もあつたんではないだろうかと思うわけですが、その点についていかがございましょうか。

〔委員長退席、山本(有)委員長代理着席〕  
○植田委員 やはり、今回の改正が会社のコンプライアンス体制を危うくさせるものであつてはならないわけです。だから、私がお伺いしたいのは、制度設計としてはかなり完成に近づいている現在の監査役制度の非常によく機能している部分が、今回の監査委員会の場合危うくならないかとおも認める、こういう御趣旨でございましょうか。

私どもとしては、現行の監査役の制度といふものは、それはそれなりに会社の適正な運営のために大きな役割を果たしてきているというふうに考えておりますし、昨年の臨時国会でもその点の充実が図られたわけでございます。

今回、特に私どもが考えましたのは、御指摘の

ような会社の経営判断を迅速に行うということ

で、執行役に大幅な権限委譲をし、それに見合つた取締役会の監督機能を確保する。

従来から、監査役の監査機能というのは適法性

監査が中心であり、取締役会の監督機能といふのは、適法性のみならず妥当性、経営として妥当か

どうかというところまで判断が及ぶと言われております。業務執行権限を大幅に執行役に委譲するということになりますと、その妥当性も含めた取締役会の監督権限が強化される必要がある。そういう意味で、やはりその監査役と切り離された形で取締役会が監督権限を行使するということでは全体としての監督権限の行使として不十分ではないかということから、監査機能も取り込んだ形として、全体として取締役会の機能を充実しようとしております。

そういうぐあいに考えますと、監査機能を担う監査委員会というものをやはり取締役会の内部機関として設置するということが全体として取締役会の監督機能を強化する方向としては望ましいのではないか。こうしたことから今回考えたわざであります。

そういうことで、二つの制度の選択という形にしたわけでございますので、今後も会社の制度のあり方についてはいろいろな観点から検討を加えますので、その監査委員会の監査活動をサポートするための体制を社内に構築していただきたいというふうにいたします。

ただ、その場合に監査の実効性が劣つては困りますので、常勤の監査委員会の監査活動をサポートするための体制を社内に構築していただきたいというふうにいたします。

これは、例えば監査委員会の独立性を高める観点から、全員社外の取締役で監査委員会を構成するということも十分考えられるわけであります。

が、常勤の者がいるかどうかという点は、法律上特に規定はございません。

観点から、全員社外の取締役で監査委員会を構成するということも十分考えられるわけであります。

それから、監査役については常勤の者が要求さ

れています。これにつきましては、監査委員会は社外取締役が過半数ということを要求しておりますが、常勤の者がいるかどうかという点は、法律上特に規定はございません。

す。

その意味で、社外取締役の客觀性を評価できるいわば基準、物差しといふものは、やはり独立性があるかどうかということだろうと思いますが、その点についてと、その場合、私は、今回言われている要件以上に、社外取締役に何か特別の資格を要求するということもこれから検討していく必要があるんじゃないかというふうに思つてゐるわけです。

これが、新宮車庫、運送行若防山、会社新宮の監督機能等々、社外取締役が脚光を浴びておりますが、私は特に違法行為防止という観点で現状の要件では弱いんじゃないかと思つてはいるわけですが、その点いかがでしようか。

○房村政府参考人　社外取締役の定義といたしましては、その会社の業務を執行していない取締役だということと、その会社もしくはその子会社の業務を執行する取締役であるとか使用人であるとか、そういう経歴がなく、かつ現にそういう地位についていない、そういうことを要求しているわけでござります。これで、社外取締役として、執行の行う業務執行とは切り離された地位に立つ人であるということは担保されているだらうと思つております。

このような範囲で指名委員会においてその候補者を選任いたしまして、株主総会においてその者が適任であるという理由は当然説明されるわけでありますから、そのような過程を経て、社外取締役に期待されております会社の業務の監督ということを行える適任の人材が選任されるのではないかというぐあいに考へているところでござります。

○植田委員 実際、例えば会社経営者間の人的な関係の中で社外取締役に就任する人だつていてでしょう。そうなると、やはりそこで十分な監視機能は期待できへんでしょう。それが果たして社外取締役として好ましいのかどうなのかというのは、素人の私でも即思つわけですね。

だから、今おつしやられたような定義を定めて

も、ありていいに言えれば社交界といいますか、友人まで排除はできないわけですから、そういう意味で、今の定義でも完全な独立というものを求めることは困難でしょう。だから、新たな何らかの特別の資格要件というものを、もうちょっと網をかけるのが必要じゃないですかということを申し上げたんですね。でも必要ないとおっしゃるんでしょうからあえてお伺いはいたしませんが、ただ、今後の実際の運用状況の中で当然これは検討していく必要があろうかということは否定されませんよね。

○房村政府参考人 取締役会の監督機能を適切に果たす上では、この社外取締役の役割というのは非常に重いものがあるだろうと思っております。そういう意味で、できるだけ適任の方になつていただきたいと思いますし、社外取締役になつた方々については、その自己の責任を自覚して、十分その務めを果たしていただきたいと思っていただきたいということをございます。

今後、この社外取締役の活用のされ方を私どもも十分見ながら、さらに今後何らかの措置をとる必要があるということであれば、それはまた検討しなければならないといううございには考えますが、現段階では、この制度をまずは運用していくべきだと思います。

○植田委員 そこで、もう一つ。

私自身、その社外取締役というものの効用といいますか、期待はできるだらうと思いますが、ただ、これは参考人質疑のときにもお伺いしたわけですが、恐らく社外取締役の多くの場合が、ほのかの会社で本業を有しておつて非常勤で就任するだろ、そうなると、複雑な業務執行をそれこそ適切に、効果的に監督できるかどうかやはり疑問になる。また、こうした技術的な側面まで含めた監督を社外取締役には期待できないだらうというようなお話をしたところ、経団連の方は、社外取締役というのは、要するに年に一回、二年に一回あるかないかの大勝負をかけるときにきちんと判断をすればいいんだというふうなことをおつ

しゃつていました。  
そうしようつちゅう出張つてくることがない方がいいにこしたことはないですから、そう言われてみても、例えば昼あんぐんみたいにゆっくり休んでいて何かのときだけ、大勝負のときだけのこのこ出てきて適切な判断ができるということではないだろうと思うんですね。赤穂浪士の討ち入りかて、京都で大石内助は遊んでおつたわけだけれども、江戸の情報を適切に仕入れて適切な判断をしておつたわけですよ。日がな遊んでいたわけじゃないはずです。だから討ち入りは成功するわけです。

私どもとしては、監査委員会の委員が求めたときにはその情報を提供しなければならないというような条文をもちろん置いておりまちるし、先ほど申し上げましたように、社内体制として、そういう監査を充実するために必要な体制をとるべき省令で定めるということにしておるわけでございます。

しゃつていました。

そうしようつちゅう出張つてくることがない方がいいにこしたことはないですかけれども、そう言わせてみても、例えば昼あんぐんみたいにゆっくり休んでいて何かのときだけ、大勝負のときだけのこのこ出てきて適切な判断ができるということではないだろうと思うんですね。赤穂浪士の討ち入りかて、京都で大石内蔵助は遊んでおったわけだけども、江戸の情報を適切に仕入れて適切な判断をしておつたわけですよ。日がな遊んでいたわけじゃないはずです。だから討ち入りは成功するわけですね。

例としては必ずしも適切ではなかつたかもわからりませんが、要するに、社外取締役が会社のさまざま個別・特別な情報へのアクセスをやはり保障されていなければならぬんじやないかということです。少なくとも、それこそ大勝負をかけるような判断をするときのその判断に資するための情報というのは常に掌握していなければならぬつい。判断というのは水山のてっぺんにすぎぬわけですから。

そういう意味で、仮に、お飾りではなくて、社外取締役を本当に機能させていくということであれば、特別に情報提供を行うあるとか、その補佐の体制等々、またスタッフの整備、そういうことについての配慮をやはりしなければならないし、本来そうしたことの配慮をきちんと法の中で書き込んでおく必要があるんじゃないのかなど私は思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のとおり、社外取締役の方が十分その職責を果たそうとすれば、会社の実情についてそれなりの情報を持つて適切な判断をする必要がありますし、そのためには、その情報収集等に協力する組織が会社の中に必要だらうと思います。

そういうことで、先ほども申し上げましたが、特に社外取締役の中でも監査委員会に属する方々についてはその必要性が非常に大きいわけでござりますので、そういうことも考慮いたしまして、

○植田委員 わかりました。

次に、今回いわば三委員会、監査、指名、報酬の三つの委員会があるわけですけれども、欧米なんかでは、コーポレートガバナンス委員会、執行委員会だとか、戦略委員会だ、財務委員会だ、公序委員会であるとか株式委員会、倫理委員会等々あるようでございまして、中間試案でも、訴訟委員会というのを置くかどうかというのも検討事項の中に入つておったようですがれども、この検討過程の中で、いわば普及型とも言える三委員会に限定した理由を一つまずお伺いしたい。

また、今でも、社外的、社内的問わず、会社の中で自発的に経営諮問委員会とか報酬委員会、指名委員会というのを設けている会社がありますけれども、選択しなきゃ別にそのまでいいんですけれども、選択した場合、これらはやはり当然然るべき内容を求められるわけですね。

その場合、選択するかしないかは会社側の判断だからまあいいやということであればそれでいいわけですが、もう一つ、会社の存在意義を考えた場合、やはり社会との関係においてそれが常に問われるわけでございますから、将来的に会社の中に、例えば環境委員会であるとか倫理委員会であるとか、そうしたものをきちっと置くということことで企業の社会的責任を果たしていくということとも含めてお考えがあるのかないのか。

ちょっとその点、まとめて御答弁いただければありがたいと思います。

お答えをさせていただきたいと思います。

結論から申し上げまして、この三委員会以外の委員会を任意に置くことを禁止しているわけではございません。ただ、この指名・報酬、監査の三委員会は、委員会等設置会社におきましては必ず置く必要があるというふうに考えておるわけでござります。

執行者に対する監督機能の強化が必要になつてくるわけでございまして、取締役会の監督機能を強化するためには三委員会を、過半数は社外取締役を置くことによって、それぞれ新しい委員の指名、また委員、役員の個別の報酬、また代表役員からの取締役会の独立性、これを確保するために三委員会をつくるというふうにいたしまして、これによつて、取締役会が執行役に対し業務決定権限を大幅に委譲することを許容し、一方で取締役会の監督機能が段階的に強化されるということで考えておるものでございます。

○房村政府参考人 この法律に規定されています三委員会以外の委員会でございますが、これは、ございまぬ方官官邸免用と云ふことで、上記二

○房村政府参考人 この法律に規定されています。これは、三委員会以外の委員会でございますが、ただいま政務官が御説明しましたように、任意に設置することは認められております。

ただ、委員会等設置会社では、取締役に業務の決定を委任することが禁じられておりませんので、任意に設置した取締役で構成されている委員会の決定を最終的な会社の意思決定ということにすることにはいけない。したがいまして、その委員会で議論された結果を踏まえて取締役会で最終的に決定をしていただく、そういう形にならうかと思います。

取締役会にかわってその諸委員会で決定をするということは、法律上はできないということになります。

○植田委員 だから、お伺いしたのが、例えば倫理や環境といったことについて、そういうランクアップがこれから必要になってくるんじゃないですか、そこを聞きたかった。

現状はそうだろうということは、つくつたらあります。

かんと法律には書いてへんわけですから、それは、つくるのはそれぞれ任意でればいいのでもうけれども、これからそうした問題について企業が社会的責任を果たしていくために必要になれる場面が出てくるでしょう、そういう場合、必要があればそういうものを今のランクで設置できる

○房村政府参考人 それは、今後、会社においてそういうふた点についてどういう運営がなされるのか、またその必要性がどの程度のものであるのかというようなことを、十分実情を見ながら検討をしていきたいと考えております。

○柏田委員 あと、今回アメリカの制度を参考に  
　　どうか、移入されたわけですけれども、アメリカ  
　　の場合でも、主要委員会、監査、指名、報酬そ  
　　れぞれ全員社外取締役ですね。中間試案を見る  
　　と、これも、社外取締役の割合が過半数でいいか  
　　どうかも検討事項になっていたと思います。  
　　そのことを踏まえたときこ、私は、別えど監査

○房村政府参考人 御指摘のよう、監査委員会の場合は、全員社外の方で、独立性は高いのではない、そういう観点ももちろんあるかと思います。

○委員会なんかの場合は、全員社外取締役の方がよりその委員会としての効果を發揮するだろうと思うのですけれども、その点は、御見解、いかがですか。

ただししかし、同時に、監査を充実させるためには、社内の実情に明るい人がいるということも望ましい側面がありますので、そこは会社の判断によつてどちらでもふさわしい形態を選択していくだきたいということをございます。

これは、指名委員会にしる報酬委員会にしろそういうことでございまして、独立した立場での判

期ということと会社内の実情を十分踏まえた判断ということ、いずれもが求められているわけでありますので、どのような形でそれを達成するかというは、その会社の実情に応じた形態を取締役会において判断していただいて、委員会を構成す

る取締役のメンバーを適切に選んでいただきたい、こう思っております。

○相田委員 時間がないので、先にお伺いいたしましたが、次に、重要財産等委員会の権限にかかわることもちよつと御確認させていただきたいのです。

まず、改正案の中身を見れば、いわば現行の當務会を法定した経営委員会ではなくて、権限を重要な財産の処分、譲り受けや多額の借財の決定権を

性はないだろう、こういうことから、これも外そ  
う。やはり実務界からの要望も強く、實際にも必  
要性が高いだろうと思われます重要財産の処分と  
多額の借財、これについてまず重要財産委員会に  
委任できることを認めよう。また、こういう会社  
内部の決定について、重要財産委員会の権限の範  
囲というのもできるだけ明確なことが望まれると  
いうことから、今回はこの二つに限って認めると  
いうこととしたものでござります。

ですが、執行役が取締役を兼任することができるわけですが、あくまでも新しい制度を採用するかしないかというのは選択制なわけですから、仮にでよし、執行役と取締役が兼任できないというのは使い勝手が悪いと思うんであれば会社の方が採用

せえへんならいしたけの話なんですよ。要するに、制度にあつては兼任することはできませんよということも十分これは可能だつたんだけれども、なぜそうちなかつたんです。

それと、もう一つ統けてお伺いますが、執行役と取締役が兼ねられるんであれば、監査の対象である執行役による取締役が監査委員会の毒蛇になつてゐる

「この事行が大取組行が監督委員会の構成員になることも可能だと。へ理屈みたいですが可能ですね、そうなつちやいますね。そこはどうなんでしょうか。その二点。

○房県政府参考人 まず、執行役と取締役の兼任を禁止しなかつたという点でござります。

幸行と監督、これを分離するんだとしないことを笑き詰めますと、この兼任を禁止するということも考えられるわけでございます。

監督機関である取締役会の構成員としていた方  
現に行われている業務執行について明るい人間が  
一切に行うための分業でございますので、やはり、  
方、監督と執行といつても、会社の業務運営を適  
兼任は禁止されている。ですから、そういう制度  
もあり得ないわけではありません。しかし、一  
査役会で選任された取締役が執行を行う、しかも

が、監督についても内情を把握して十分できるという考え方もあるわけでございます。アメリカとかイギリスは、そういう考え方方に立ちまして、取締役と業務執行役との兼任を認めているということをございます。

我が国で今回導入するに当たりましても、そういう制度を参考にして、会社の判断にゆだねる、あくまで分離を貫きたければ兼任しないという形で会社がやつてもいいわけですし、そのような情報を得ることを重視して兼任を認めるということでも構わない、それは会社の選択に任せるとということにしたわけでござります。

ちなみに、完全な分離をしておりますドイツでは、やはり業務執行に当たっている取締役会から業務執行に関する情報が必ずしも十分監査役会に上がらずに、監査にやや困難面もあるというような指摘がされているということもございます。

監査委員が執行役を兼ねられるかということでございますが、これは兼ねられません。やはり、業務執行に関与する者は監査には携わらないといふことでござります。

○植田委員いや、本当に難しい法律なので、文部出身の人間がこんな商法の質疑を、参考人を入れて三回もやるというのは、ここ十日ほど頭がくらくらしております。御教示、ありがとうございました。人手不足ですから、私がいつもやらぬとあかんので。

それで、あとは法務大臣に気軽に御答弁いただければいいですが、そんな気軽なことを聞くわけじゃないんです。

○森山國務大臣 おっしゃるとおりでございま

すか。

○植田委員 といえど、従業員を初めとする利害関係者とも対等な話し合いというものを行っていかなければ、企業経営、公正な経営というのはやはり困難になるということでよろしくございま

すか。

○森山國務大臣 従業員がいなければ会社はやっていけないわけでございますし、非常に重要な部分を担っているわけでありますから、会社にとつてその重要な部分である従業員とその代表が会社に関する発言権を持つということは、何らかの形で持つということは、十分必要なことであろうと思います。

○植田委員 答弁のおしりの方の何らかのというあたりを最後お伺いしたいわけですけれども、〇ECDの閣僚理事会でも九九年にコーポレートガバナンス原則を探査しているわけですから、ここでもステークホルダーの役割というものをきちっと盛り込んでいるわけですよ。

その意味で、従業員と当然株主、経営者にとってはどうとも重要なステークホルダーなわけでございますし、特にドイツであるとかヨーロッパ諸国では従業員代表制度でありますとか監査役制度等に法律で従業員の参加を認めているわけです。日本のこの会社法制度でも、いわば効率性のみならず公平性もきちんと確保した企業統治のあり方と至極自然な発想だと思うわけですねけれども、いかがですか。

○森山國務大臣 会社には従業員以外にも債権者や取引先、その他多くの利害関係者がおりますので、そのうち従業員だけを特別に扱うというのはどうかという議論もございますし、取締役の指揮命令下で勤務する従業員の代表者が監査役会のメンバーになつて監査を行う場合に、その監査の中立性がどのように確保されるかというようなことも問題かと思います。

ですから、従業員の会社経営への関与を認める

めまして慎重に検討していくべきだと思います。

○植田委員 特に七〇年代にヨーロッパ諸国で経営参加の法的制度化というものが進展して、恐らくそれと並行しながら日本でもそういう議論があつたかと思います。七〇年代のヨーロッパ諸国

というのはいわば社民政権が多かつたわけで、一時は、いわゆる自主管理社会主義といいますか、そういう社会民主主義は非常にじり貧傾向にあるのが残念なわけですけれども、ただ、七〇年代後半の経済的な危機を背景にして、労使協議の実質的な強化の中で、そうした実質的な経営参加というものが展開されていることは事実だらうと思います。

ここは、私自身すべて労働組合の側に立つわけではありませんし、推薦をもらっているわけでもありませんから、そんなに肩を持つこともないんですが、ただ、先日の連合の方が参考人としてお述べになつておられたことというのを、やはり傾聴に値すると思うわけです。それは、先ほども紹介しました〇ECDのコーポレートガバナンス原則でも、利害関係者の位置づけというのは法的に明確にすべきであるということとは、これはかなりの分量を割いて述べているわけです。

そういう意味で、一つは、利害関係者としてもいろいろいらしゃるだろうけれども、その一つの要素として、我が国の企業統治、コーポレートガバナンスというのが、株主とともに重要なステークホルダーであるところの従業員というものの法的、制度的にどのように位置づけられるか、そのことがでけてやはり完成するんじゃないかなというふうに思つてゐるわけです。

その意味で、商法上で規定を設けなんというこ

とを言うわけじゃございませんけれども、これから労働者の経営参加、意見反映ができるような制

度的な枠組みというものについて、少なくとも検討していくべきだと思いますが、検討していただき

ます。

○森山國務大臣 今七〇年代のお話をされましたので、私も國らざも思い出しましたが、そのころ私は労働省という役所において労政局の課長をしておりました。その当時非常にそういう議論が盛んだったということは記憶しております。

ただ、日本の場合はヨーロッパ諸国と違いまして、労働組合が企業別組合を中心であるとか、大きく言えば従業員の代表みたいな感じでもあるわけでございました。そんなことがちょっとヨーロッパと事情が違つたんでしょうが、必ずしも労使協議制という身構えたものができたという話合い、意見の交換ということは重要であるということで、私が担当者でございましたけれども、産業労働懇話会というものをつくりまして毎月一度であったかと思いますが、そのような場をトップレベルで定期的にずっとやつてきたところがございました。今もまだやつてゐるかどうか、ちょっとはつきりはわかりませんが、そんなどで、労使の意見を交換する、お互いに協議する、お互いに責任を持つた話し合いをするということは非常に重要なことだと思っております。

○植田委員 特に個々の労働者、従業員の経営参加ということの場合、先進的事例はヨーロッパでありますから、かつて日本の労働運動が停滞したその理由が、日本の労働組合は企業別で組織されているということがよく指摘されているわけですから、今回のこの経営参加という観点でなければ、今回のこの経営参加という観点ではれば、その企業別組合であることがむしろ労使の円滑な関係というもののやはり一つの背景にもあつただらうと思うんです。だから、日本の場合の方が、こうした労働者の方、従業員の方が具体的に経営に参加していく制度的枠組みをつくる条件はむしろヨーロッパよりあるんじやないのかなというふうに思つてます。

七〇年代もそういう話があつたんですから、二〇〇〇年代、二十一世紀もどうせやつていかなきやならないんですけれども、そこは、過去の昔語りは今お伺いたしました、非常に勉強になりましたが、今のお立場としても、当然その思いで、重要なステークホルダーたる労働者の経営へさまざまな形での参画にかかわって、引き続き法務大臣のお立場としてもやつていくべきだなというふうにお思いでしようか、御決意だけお伺いします。

○森山国務大臣 時代が変わりましても、労働者と経営者の話し合い、お互いにそれぞれの職場がより発展するように、それぞれの立場で努力をすれば、意見も交換していくことは重要なことだと思います。

○植田委員長 ありがとうございます。

鋭意、その部分については私もこだわっているところでございますので、引き続き、また機会があれば取り上げたいと思いますが、正直申し上げて、商法というのはほんま難しかったですね。以上で終わります。

○園田委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○園田委員長 これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。中林よし子君。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、商法等の一部を改正する法律案ほか一案に反対の討論を行います。

今日、我が国会社法制に求められているのは、取締役による暴走や違法、不当な企業運営に対する監督機能を強化することにあります。しかし、本改正案は、以下のとおり、株主総会や監査役による取締役監視機能を、国際化効率化を理由に、ますます形骸化、弱体化させ、社会の要請に逆行するものであつて、到底賛成することはできません。

反対の第一の理由は、アメリカ型の委員会等設置会社を選択できるとして、取締役による監査委員会を設置した場合に、監査役をなくすこととしますが、これは会社執行部に対する監視機能を低下させるものです。

反対の第二の理由は、利益の処分または損失の処理の議決及び取締役の報酬決定を株主総会決議事項から取締役会決議事項とすることは、取締役の業務執行に対する株主総会によるチェック機能を大きく後退させるものです。また、株主総会並びに社債権者集会の特別決議の要件を緩和することは、総会の軽視、形骸化に拍車をかけるものです。さらに、取締役及び執行役の第三者に対する損害賠償責任を悪意または重大な過失があつたときのみに軽減することは、取締役、執行役に対するチェック機能を減少させるものです。

反対の第三の理由は、会社の資産、計算書類等に関する記載事項について、現在法定しているのを法務省令で定めるとした点であります。これは、国会審議を回避して、国会、国民の会社組織、運営に対するチェック機能を大きく後退させるものであります。

反対の第四の理由は、株式について、株券失効制度の創設であります。

現在は、裁判所に公示催告、除権判決手続を申し立てて行うこととなっていますが、株券の管理が大変との理由でこれを会社組織内でできるようになります。

○園田委員長 これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。中林よし子君。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、商法等の一部を改正する法律案ほか一案に反対の討論を行います。

今日、我が国会社法制に求められているのは、取締役による暴走や違法、不当な企業運営に対する監督機能を強化することにあります。

しかし、本改正案は、以下のとおり、株主総会や監査役による取締役監視機能を、国際化効率化を理由に、ますます形骸化、弱体化させ、社会の要請に逆行するものであつて、到底賛成することはできません。

主的規制を実現することであります。今回の商法等改正案は、このような国民の期待に逆行するものであり、我が党が賛成できないのは当然であります。

○園田委員長 これにて討論は終局いたしました。

以上で、反対討論を終わります。(拍手)

○園田委員長 これにて討論は終局いたしました。

ことにかんがみ、制度の選択については企業の自主性が損なわれることのないよう、配慮すること。

二 計算関係規定を省令で規定する際は、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう、必要な措置をとること。

三 取締役会の利益処分に関する権限及び取締役の責任の在り方については、施行後の実績をふまえつつ、委員会等設置会社を選択した会社と委員会等設置会社を選択しなかつた会社との整合性に留意しつつ、引き続き検討すること。

○園田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○園田委員長 次に、内閣提出、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について採決いたします。

○園田委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○園田委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○園田委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 この際、ただいま議決いたしました。

○園田委員長 採決いたします。

○園田委員長 塩崎恭久君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○園田委員長 〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○園田委員長 この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森山法務大臣。

○園田委員長 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○園田委員長 商法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 委員会等設置会社制度が企業形態に多様な選択肢を保障するという見地から導入された

ただいま議決いたしました両法律案に関する委



収益等(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第二条第二項に規定する罪に係る資金を除く。以下この項及び次条において同じ。)の取得」に、「犯罪収益の発生」を「犯罪収益(同法第二条第二項に規定する罪に係る資金を除く。)の発生」に改める。

第二十二条第一項、第四十二条第一項、第五十六条第一項及び第五十九条第一項第一号中「同項第三号」の下に「若しくは第四号」を加える。

別表に次の一号を加える。

六十四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第二条(資金提供)又は第三条(資金収集)の罪

理由

テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結その他のテロリズムに対する資金供与の防止のための措置の実施に関する国際的な要請にこたえるため、公衆等脅迫目的の犯罪行為に対して資金を提供する行為等についての処罰規定、これらの行為に係る国外犯の処罰規定その他所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年五月九日印刷

平成十四年五月十日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D